

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の協議について

令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通会議ではなく、同法第9条第4項で規定する協議会において協議を行う必要があることから、「武蔵村山市地域公共交通会議」に「運賃協議会」を設置し、協議を行う。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

*パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱の改正について（一部抜粋）

（赤字部分削除又は追加）

（設置）

第1条 地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、**道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2第4条に規定する地域公共交通会議として、武蔵村山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。**

（運賃協議会）

第7条 **道路運送法第9条第4項に規定する路線等に係る運賃等を協議するため、必要に応じ交通会議に運賃協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。**

2 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 武蔵村山市長又はその指名する者
- (2) 市長が住民の意見を代表する者として指名する者
- (3) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する職員
- (4) 当該一般乗合旅客自動車運送事業者

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。